改正後	改正前
一　第二百十条第一項第二号に掲げる事項の変更（使用航空機の型式の追加を除く。）	（新設）
二　第二百十条第一項第七号に掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更	（新設）
三　第二百十条第一項第八号に掲げる事項のうち移動支援措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更	（新設）
4　前項各号の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。	4　前項の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
（外国人国際航空運送事業の許可申請）	（外国人国際航空運送事業の許可申請）
第二百三十二条　法第百二十九条第一項の許可を受けようとする者は、その運航開始予定期日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	**第二百三十二条**　法第百二十九条第一項の許可を受けようとする者は、その運航開始予定期日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　事業計画	七　事業計画
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
ヘ　旅客の運送を行おうとする場合には、移動支援措置の内容	（新設）
2　（略）	2　（略）
（事業計画変更の届出）	（事業計画変更の届出）
第二百三十三条の三　法第百二十九条の三第二項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。	**第二百三十三条の三**　法第百二十九条の三第二項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　第二百三十二条第一項第七号ヘに掲げる事項のうち移動支援措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更	（新設）
2　（略）	2　（略）

（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（乗降用設備）	（新設）
第六十二条の二　旅客搭乗橋が設けられていないことその他の理由により旅客搭乗橋を使用できない場合に備えて航空機に乗降するためのタラップその他の設備（以下この条において「乗降用設備」という。）を備えるときは、そのうち一以上は、次の各号のいずれかに掲げるものでなければならない。ただし、高齢者、障害者等の円滑な乗降のために十分な強度を有する器具が一以上備えられている場合又は航空機の形状上の理由により当該乗降用設備及び当該器具のいずれも使用できない場合は、この限りでない。	
一　リフトを設けることにより高齢者、障害者等が円滑に航空機に乗降することが可能な乗降用設備	
二　傾斜路を設けることにより高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま航空機に乗降することが可能なタラップ	
2　前項第一号に規定する乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一　リフトの出入口の幅及び広さは、第六十五条の規定により備え付けられる車椅子を使用する者が乗り込むのに十分なものであること。	
二　リフト内に手すりが設けられていること。	
三　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
3　第一項第二号に規定するタラップは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一　車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。	
二　幅は、第六十五条の規定により備え付けられる車椅子を使用する者が円滑に通行することができるものであること。	